

第 28 回東海・東南海・南海地震津波研究会 講演要旨

日時 : 平成 17 年 6 月 8 日

会場 : 大阪科学技術センター 401 号室

演題 : 「大阪府の危機管理について」

講師 : 大阪府 危機管理監 小河 保之 氏

講演の要旨

大阪府の地震に対する取組み

- ・ 阪神淡路大震災以前は南海地震のみを対象としていたが、平成 9 年 3 月以降、海溝型として東南海・南海地震、直下型として上町断層、生駒断層、有馬高槻構造線、中央構造線を想定した地震防災計画へ修正した。
- ・ 津波対策では、平成 15 年度から河田先生を会長とした「東南海・南海地震津波対策検討委員会」を立ち上げ、ハザードマップ作成指針の策定や津波被害想定調査（被害シナリオ）を行っている。
- ・ 地震動対策では、平成 14～16 年度に「大阪平野地下構造調査」として被害想定基礎調査を行い、今年度は「自然災害総合防災対策検討事業」で委員会を立ち上げ、地震現象の予測と危険箇所の被害想定を行い、対策を検討する。
- ・ 津波による被害対策の基本コンセプトである『津波による死者ゼロを目指す』、『広域災害からの迅速な復旧』の二つを中心に施策を組み立てる。
- ・ 『津波による死者ゼロを目指す』ための手段として、堤内地への浸水を防ぐ、津波による浸水予想区域内の人々の避難・安全対策の推進、堤外地（港湾・漁港・コンビナート等）の就労者海浜公園利用者、観光客の安全対策を行う。
- ・ 『広域災害からの迅速な復旧』のための手段として、臨海部の港湾・漁港施設の被害軽減、臨海コンビナート施設の被害軽減、経済被害の軽減、災害ゴミの円滑な処理が求められる。加えて、所定の位置に停泊されていないプレジャーボートへの対策も非常に大きな課題となっている。

東南海・南海地震緊急対策プロジェクト～来るべき災害に備えて～

- ・ 東南海・南海地震の発生が大々的に取りざたされる中、大阪府の財政見直しがあり、活動範囲は狭められたが、特別枠を駆使してできる限りの対策を行ってきた。
- ・ 今年度は『津波を防ぐ！（防御）』、『人命を守る！（避難）』の二点に絞って施策を行う。

津波を防ぐ！(防御)

- ・ 防潮堤・水門などの耐震点検及び緊急補強
今回見直された東南海・南海地震のシミュレーションによって高さ不足が明らかとなった防潮堤の緊急補強（嵩上げ）、新たに耐震性を確保する必要がある防潮堤・水門等の点検・補強。
- ・ 水門・鉄扉等の機能高度化
現在はローテクではあるが人の力で閉めるとしている水門や鉄扉を、重点対策地区（堺市～貝塚市；開口部からの浸水被害が大きいエリア）に関しては、遠隔操作・遠隔監視化する。（泉州全体の98%の浸水エリアをカバー）
- ・ 津波ステーション（津波防災拠点の機能確保・強化）
津波ステーション設置の構想は、以前からあったもののなかなか認められず、スマトラの地震発生後、その重要性が認められ、実現に至った。西大阪治水事務所（大阪市）の耐震化に伴い、水門等の閉鎖操作・指示を実施する津波対策拠点及び啓発を含めた情報発信基地として活用していく。

人命を守る！(避難)

- ・ 津波防災情報システムの構築
臨海埋立地に見られる工場群や海を売り物とした公園（せんなん里海公園）等、堤外地にある施設に対し、迅速に津波情報を伝達するシステムの構築（津波情報伝達施設（拡声器）の整備、避難場所の設定等）が急がれる。また、津波の恐ろしさ伝えるレリーフの設置等、啓発にも力を入れたい。
- ・ 「自然災害総合防災対策」として、地震防災対策、風水害対策、判りやすい防災情報の発信について検討し、平成18年度に地域防災計画の抜本的な見直しを行うとともに、総合防災力（自助・共助・公助）の向上を目標とする。

防災対策訓練

- ・ 危機管理監に就任後、津波に関する意識改革に力を注いでおり、中でも防災訓練に力を入れている。
- ・ これまでに服部緑地での豊能地区（市役所・町役場）合同防災訓練（平成13年度）や、寝屋川公園での北河内地区（市役所）合同防災訓練（平成14年度）を実施している。
- ・ 他にも、実際に早朝から徒歩や自転車で職場に参集する「参集訓練」や、各自の役割を決めてパトロール等に出動する「初動体制確立訓練」を震災対策訓練として実施している（平成16年度：池田土木事務所）。
- ・ 頻度は少ないが、重要だと思われるものにロールプレイング方式の図上訓練がある。首長が出席する防災訓練では恥をかかせてはいけないという思いから、失敗しない（できない）訓練となってしまう。そこで図上訓練のように、失敗することで新たに学習する

形の訓練は重要である。

- ・ 今後、どのように住民を防災訓練へ参加させるかについての検討が必要となる。
- ・ 広域緑地になっている公園は、地域とのつながりが強く、大阪府にはそのような公園がいくつか見られる。堺の大泉緑地には多くのホームレスが定住していたが、ホームレス支援センターができたことで地域住民との繋がりが一層強くなり、混乱なくホームレス数を減少させることができた。
- ・ 公園事務所で育てた植物の苗を学校等の地域団体へ配布するなど、地域住民・団体が主体となって公園の緑化や美化に努めている。
- ・ 大泉緑地にはマンホール型のトイレは設置されているものの、誰が困りを作るのかなど多くの課題があり、府や市が中心となって避難経路の設定を含めた避難地利用のあり方について考えなければならない。
- ・ 海に面している、せんなん里海公園には避難できる場所がないため、地域のボランティアとともに避難場所の設定を行っている。
- ・ 広域緑地を避難地として利用する場合には地域住民との連携が重要であり、住民への啓発にもなる。
- ・ 住民を交えた小規模の防災訓練を、数多く行っていきたいと考えている。

国民保護計画(武力攻撃事態への備え)

- ・ 自然災害と武力攻撃事態等には避難や安全確保の面で類似点が多く、大阪府では危機管理部門で対応している。

自然災害と武力攻撃事態等の相違点

自然災害		武力攻撃事態等
主として自然による現象 ・地震、台風等	事象の本質	外部からの武力攻撃 ・ミサイル、ゲリラ、テロ等
各地域の気候・地形等による災害リスク	リスクの所在	他国との外交関係等に起因するリスク
地方公共団体(都道府県、市町村)	対応主体	・侵害排除は国の責任 ・武力攻撃災害への地方公共団体の対応は国の指示等に基づく対処が基本 ・措置に要した費用は原則国が負担

- ・ 武力攻撃事態等の場合でも、府民の避難については大阪府が行う。
- ・ 武力攻撃事態には、着上陸侵攻、航空機による攻撃、弾道ミサイル攻撃、ゲリラ・コマンドゥーの4類型がある。
- ・ 緊急対処事態には以下の4類型がある。

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業者等の破壊、石油コンビナートの爆破等)

多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ターミナル駅や列車の爆破等)

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(炭疽菌やサリンの大量散布等)

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

(航空機による自爆テロ等)

- ・ 緊急処理事態の4類型は自然災害でも発生し得る事例である。

「武力攻撃事態対処法」と「国民保護法」

- ・ 「武力攻撃事態対処法」は、アメリカにおける航空機テロ発生後に制定され、対処基本方針に基づき「国民保護法」が施行された(平成15年6月)。
- ・ 「国民保護法」には、『避難に関する措置』、『救援に関する措置』、『被害最小化のための措置』の三項目があり、これらを都道府県で対処することになっている。
- ・ 平成17年3月、計画を立てるにあたっての指針である「国民の保護に関する基本指針」が国から示され、都道府県は「国民保護計画」を策定しなければならない。
- ・ 「国民保護計画」策定手順として、具体的な方向性を決めるため、学識経験者や関係機関の代表者から成る国民保護協議会への諮問を行う。
- ・ 武力攻撃事態等だけでなく自然災害と絡めて、様々な事態を想定しながら「国民保護計画」を策定していく予定である。
- ・ 「国民保護計画」策定は、今年度で終わらせるのではなく、次年度以降も継続して見直しを行いたい。
- ・ 本年度策定する都道府県版「国民保護計画」を基に、来年度は市町村による「国民保護計画」が策定される。
- ・ 都道府県や市町村で策定するにも関わらず「国民保護計画」であることについて、国民保護協議会で意見が出された。
- ・ 「国民保護計画」の名称は法律で定められているので、大阪府としては副題をつける等の工夫をしながら、府民を守るための計画を策定していきたい。

質疑応答

Q1 . 私は建設省に10年勤めていたが、現在の公務員は国民・府民・市民のことを忘れがちであるように思う。国民・府民・市民のために死ぬ覚悟がなければ、講演内容にあった事柄を実現することは難しいのではないか。(井上氏)

A1 . 府として地域防災力アップのために何ができるのかを考える。

- ・ 全てのことができるとは考えていない。
- ・ 行政は一つのことに集中的に取り組むが、継続・拡大していかないという欠点がある。

- ・ 行政はコーディネータ（演出家）の役割に徹するべきだと考える。行政が先頭にたって引っ張っていくのではなく、協力して事にあたる必要がある。
- ・ もちろん役割分担があるので、面倒な部分や難しい部分については“公”が受け持たなければならないだろう。
- ・ どのようにすれば府民が気持ちよく参画してもらえるのか考えなければならない。
- ・ 役所が『場所ときっかけ』を与えたことにより、意識の高い住民が参加・協力し、成功した例として、府内約 20 ヶ所で行われている「アドプト・ロード（アドプト制度）」が挙げられる。これは、主人公は住民であるとし、行政側が舞台を準備したことでうまくいったと考えている。
- ・ 住民が参加しやすい舞台づくりが課題になるだろう。

C 1 . 国民・府民の自覚が低下しているので、啓発も必要だろう。（井上氏）

Q 2 . 地震や台風等による大規模災害は、非常に経過が早い。消防や警察は、近隣との応援協定によりすばやく対応できる。行政は、従来のように災害発生後に関係機関へ連絡して対応を決めるのではなく、事前に災害時の行動について考えておかなければならないのではないかと。JR 脱線事故の際、我々は要請を待たずに行動した。要請を待っていた医療機関は協力できなかった。しかし、大阪府内では費用補助を受けることができるのに対し、他府県では費用補助を受けられない現実がある。事前の取り決めがあれば、従来よりも良い体制作りができると思うので、今後考慮してもらいたい。

（甲斐氏（救命救急センター医師））

A 2 . 今回の事故では、医療関係者は消防や警察とは異なり、独自のコミュニケーションから判断して行動されたと聞いている。それが今回非常に良かった。しかし、良かったことばかりが強調され、先生が指摘された問題点が表に出てきていない。もっとそういう問題点を指摘してほしい。良い方向に持って行きたい。

Q 3 . 近畿府県には応援協定があるが、大阪府が被災地になった場合、どの県が窓口になるのか？また、大阪府はどの県が被災を受けた場合の第 1 窓口になるのか？（伊永氏）

A 3 . 大阪府が被災した場合は、応援主幹府県は兵庫県となる。また、大阪府は近畿の中心にあるので、兵庫県、和歌山県、奈良県、京都府が被災した場合、全て大阪府が応援主幹となる。

以 上